

34 「酒類の公正な取引に関する基準」に違反するおそれがあるとして
「厳重指導」を行った事例

指導事例 1 【東京国税局】	
業 態	小売業（スーパーマーケット）
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品及び焼酎を総販売原価割れ販売していた。
違反原因	販売管理費の費用配賦について、事業の実情に即した合理的な理由に基づく配賦方法を採用せず、総販売原価を低く算出していた。
処分等	今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針に基づく厳重指導を行った。

指導事例 2 【高松国税局】	
業 態	小売業（スーパーマーケット）
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品、清酒及び焼酎を総販売原価割れ販売していた。
違反原因	仕入価格や販売管理費を考慮することなく、周辺の競合店の店頭価格を参考に販売価格を設定していた。
処分等	今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針に基づく厳重指導を行った。

指導事例3 【福岡国税局】

業態	小売業（ディスカウントストア）
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品、清酒及び焼酎を総販売原価割れ販売していた。
違反原因	仕入価格や販売管理費を考慮することなく、競合店の販売価格を基準に本部一括で店頭価格を設定していた。 また、酒類販売に係る販売管理費率を算定しておらず、費用配賦等が行われていなかった。
処分等	今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針に基づく厳重指導を行った。

指導事例4 【福岡国税局】

業態	小売業（ディスカウントストア）
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品、清酒及び焼酎を総販売原価割れ販売していた。
違反原因	仕入価格や販売管理費を考慮することなく、競合店の販売価格を基準に本部一括で店頭価格を設定していた。 また、酒類販売に係る販売管理費率を算定しておらず、費用配賦等が行われていなかった。
処分等	今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針に基づく厳重指導を行った。